

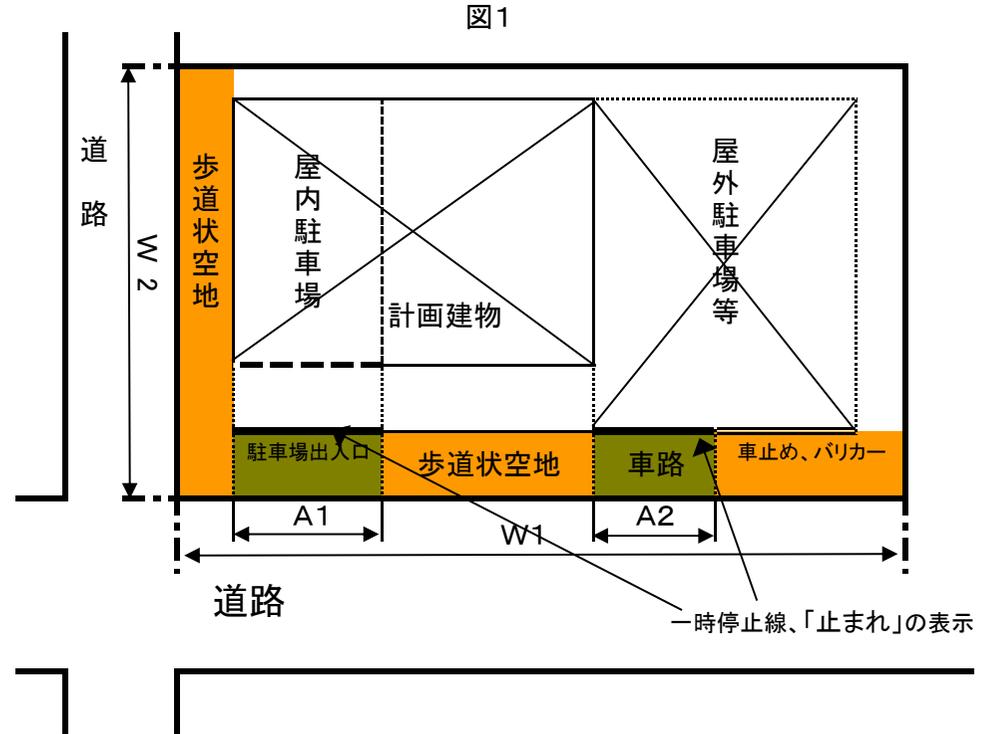
空地要件の取扱基準

良好な環境空気を整備するための取扱基準

1. 共同化助成で歩道状空地に面して駐車場の車路や出入口を設ける場合は、歩行者の安全を確保するため、次の措置を行うこと。

- ① 車路は歩道状空地の手前に一時停止線、「止まれ」を表示すること。
- ② 車路以外の駐車場部分は歩道状空地と明確に区分できるようにバリカー(固定)、車止め(H=100程度)を設置し、仕上げを工夫すること。

2. 歩道状空地のうち駐車場の車路や出入口の用に共する部分の割合が歩道状空地の全体の長さの1/2以上となる場合は、安全な歩行空間が整備されたとは認めがたいので全体を歩道状空地とはみなさない。(図1で $(A1+A2)/(W1+W2) \geq 1/2$ の場合)



3. 敷地が2面以上の道路に面する場合の歩道状空地の整備方法

- ① 最低限、一面以上の道路部分について全面に歩道状空地を整備すること。
- ② 道路に接する部分の長さの1/2以上が歩道状空地として整備できるように整備する道路を選択すること。(図2では道路Aを選択することになる)

4. 歩道状空地の形状

- ① 道路境界線から50cm以上の一定の幅員で平行に設けること。
- ② 歩道状空地には段差を設けないこと。
- ③ 歩道状空地の隣地境界線部分には塀を設置しないこと。(室外機の設置も含む)
- ④ 歩道状空地のなかに緑化スペースを設けることはできない。
- ⑤ 歩道状空地は天空まで開放とし、上空にベランダやバルコニー、テント、看板、シャッターボックス等の突出物を設ける場合は、それらの先端から道路境界線までの最短距離を歩道状空地の有効寸法とする。

